

平成 24 年 7 月 11 日

指定^{こう}較正機関として初めて民間企業を指定 —無線設備の点検に用いる測定器等を較正する指定較正機関の指定—

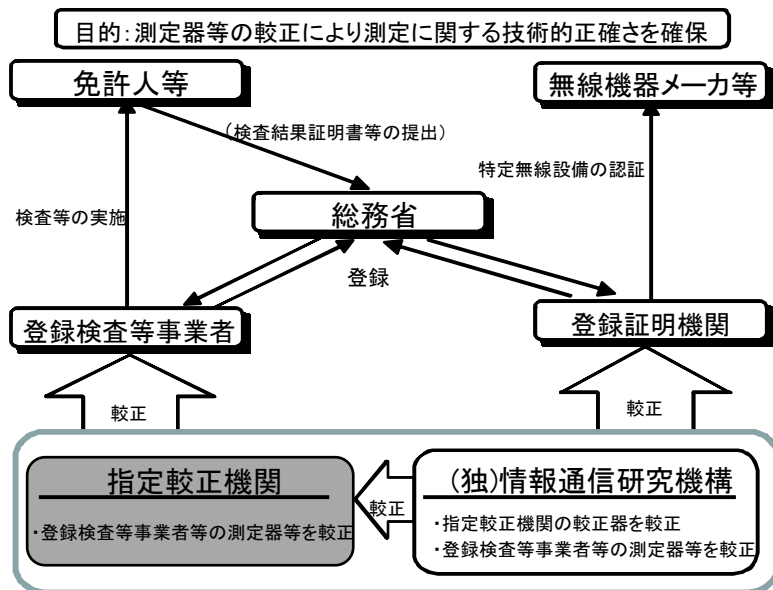
総務省は、アジレント・テクノロジー株式会社（代表取締役社長 梅島 正明）からの指定較正機関に関する申請を受け、本日、電波監理審議会に諮問し、指定を適当とする旨の答申を受けましたので、同社を指定することとしました。
今回の指定により、指定較正機関としては初めての民間企業の参入となり、指定較正機関は2者となります。

1 指定較正機関について

無線設備等の検査又は点検を行う者（登録検査等事業者）や特定無線設備の認証を行う者（登録証明機関）は、測定器等について較正等を受けたものを使用することされています。指定較正機関は、電波法（昭和25年法律第131号）の規定により、総務大臣の指定を受けて、登録検査等事業者等が使用する測定器等の較正の業務を行います。

2 今回の指定の概要

- (1) 指定較正機関の名称及び住所
アジレント・テクノロジー株式会社
東京都八王子市高倉9番1号
- (2) 較正の業務を行う事務所の場所
東京都八王子市高倉9番1号
アジレント・テクノロジー株式会社
電子計測サービスセンタ
- (3) 対象とする測定器
周波数計、スペクトル分析器、
高周波電力計、電圧電流計、標準信号発生器及び周波数標準器
- (4) 較正の業務を開始する日
平成24年8月1日（予定）



【連絡先】

総合通信基盤局 電波部 電波環境課 山下電波環境推進官、加藤技術管理係長	
TEL	(代表) 03-5253-5111 内線 5908 (直通) 03-5253-5908
FAX	03-5253-5914
E-mail	gitekishiiken_atmark_ml.soumu.go.jp ※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しておりますので、ご送信の際は「@」に変更してください。